

令和2年第3回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(11月25日提案分)

政 策 局

目 次

ページ

1	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利 活動法人等を定める条例 新旧対照表	1
2	神奈川県固定資産評価審議会条例 新旧対照表	2
3	事務処理の特例に関する条例 新旧対照表	3
4	神奈川県統計調査条例 新旧対照表	7

1 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）新旧対照表

改 正			現 行		
別表			別表		
特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県県税条例第10条第2項の期間	特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県県税条例第10条第2項の期間
(削除)			特定非営利活動法人ゆい	茅ヶ崎市浜須賀4番4号	平成27年1月1日から令和2年12月31日まで
(削除)			NPO法人かながわ311ネットワーク	横浜市神奈川区大口仲町194番地9横浜妙蓮寺シティハウス107号	平成27年1月1日から令和2年12月31日まで
(略)			(略)		
NPO法人かながわ311ネットワーク	横浜市神奈川区大口仲町194番地9横浜妙蓮寺シティハウス107号	令和3年1月1日から令和7年12月31日まで	(新規)		

2 神奈川県固定資産評価審議会条例（昭和37年神奈川県条例第39号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(組織等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 委員の任期は、<u>3</u>年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(組織等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 委員の任期は、<u>2</u>年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 (略)</p>

3 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）新旧対照表

改 正		現 行	
第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）		第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）	
1～12（略）	（略）	1～12（略）	（略）
13 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務（大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第13条第1項及び附則第5項において政令市の長が行うこととされている事務にあつては、工場に係る事務に限る。）	平塚市及び藤沢市（左欄(7)、(8)及び(16)から(19)までに掲げる事務（(7)及び(8)に掲げる事務にあつては、一般粉じん発生施設に係るものに限る。）並びに左欄(36)のうち(7)、(8)及び(16)から(19)までに掲げる事務に関するもの（(7)及び(8)に掲げる事務に関するものにあつては、一般粉じん発生施設に係るものに限る。）にあつては、藤沢市に限る。）	13 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務（大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第13条第1項及び附則第5項において政令市の長が行うこととされている事務にあつては、工場に係る事務に限る。）	平塚市及び藤沢市（左欄(16)から(19)まで及び左欄(35)のうち
(1)～(5)（略）		(1)～(5)（略）	
(6) 法第10条第2項（法第17条の13第1項、法第18条の13第1項及び法第18条の36第1項において準用する場合を含む。）の規定により、法第10条第1項の期間（法第17条の13第1項において準用する場合にあつては法第17条の9の期間、法第18条の13第1項において準用する場合にあつては法第18条の9の期間、法第18条の36第1項において準用する場合にあつては法第18条の32の期間）を短縮すること。		(6) 法第10条第2項（法第17条の13第1項、法第18条の13第1項及び法第18条の31第1項において準用する場合を含む。）の規定により、法第10条第1項の期間（法第17条の13第1項において準用する場合にあつては法第17条の9の期間、法第18条の13第1項において準用する場合にあつては法第18条の9の期間、法第18条の31第1項において準用する場合にあつては法第18条の27の期間）を短縮すること。	(16)から(19)までに掲げる事務に関するもの
(7) 法第11条（法第17条の13第2項、法第18条の13第2項及び法第18条の36第2項において準用する場合を含む。）の規定により、氏名等の変更及びばい煙発生施設等の使用の廃止の届出を受理すること。		(7) 法第11条（法第17条の13第2項、法第18条の13第2項及び法第18条の31第2項において準用する場合を含む。）の規定により、氏名等の変更及びばい煙発生施設等の使用の廃止の届出を受理すること。	
(8) 法第12条第3項（法第17条の13第2項、法第18条の13第2項及び法第18条の36		(8) 法第12条第3項（法第17条の13第2項、法第18条の13第2項及び法第18条の31	

改 正	現 行
<p>第2項において準用する場合を含む。)の規定により、地位の承継の届出を受理すること。</p> <p>(9)～(24) (略)</p> <p>(25) 法第18条の17第1項の規定により、<u>届出対象特定工事</u>の発注者等からの届出を受理すること。</p> <p>(26) 法第18条の17第2項の規定により、<u>届出対象特定工事</u>の発注者等からの届出を受理すること。</p> <p>(27) 法第18条の18第1項の規定により、<u>特定粉じん排出等作業</u>について法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことを命ずること。</p> <p>(28) 法第18条の18第2項の規定により、<u>特定粉じん排出等作業</u>の方法に関する計画の変更を命ずること。</p> <p>(29) 法第18条の21の規定により、<u>特定粉じん排出等作業</u>について作業基準に従うべきことを命じ、及び当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずること。</p> <p>(30) 法第18条の28第1項の規定により、<u>水銀排出施設</u>の設置の届出を受理すること。</p> <p>(31) 法第18条の29第1項の規定により、<u>水銀排出施設</u>となった際現にその施設を設置している者等からの届出を受理すること。</p> <p>(32) 法第18条の30第1項の規定により、<u>水銀排出施設</u>の構造等の変更の届出を受理すること。</p>	<p>第2項において準用する場合を含む。)の規定により、地位の承継の届出を受理すること。</p> <p>(9)～(24) (略)</p> <p>(25) 法第18条の15第1項の規定により、<u>                  </u>特定工事の発注者等からの届出を受理すること。</p> <p>(26) 法第18条の15第2項の規定により、<u>                  </u>特定工事の発注者等からの届出を受理すること。</p> <p>(新規)</p> <p>(27) 法第18条の16 <u>                  </u>の規定により、<u>特定粉じん排出等作業</u>の方法に関する計画の変更を命ずること。</p> <p>(28) 法第18条の19の規定により、<u>特定粉じん排出等作業</u>について作業基準に従うべきことを命じ、及び当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずること。</p> <p>(29) 法第18条の23第1項の規定により、<u>水銀排出施設</u>の設置の届出を受理すること。</p> <p>(30) 法第18条の24第1項の規定により、<u>水銀排出施設</u>となった際現にその施設を設置している者等からの届出を受理すること。</p> <p>(31) 法第18条の25第1項の規定により、<u>水銀排出施設</u>の構造等の変更の届出を受理すること。</p>

改 正		現 行	
<p>(33) 法第18条の31の規定により、水銀排出施設の構造及び使用の方法並びに水銀等の処理の方法に関する計画の変更並びに水銀排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずること。</p> <p>(34) 法第18条の34第1項の規定により、水銀排出施設の構造及び使用の方法並びに水銀等の処理の方法の改善並びに水銀排出施設の使用の一時停止その他水銀等の大気中への排出を減少させるための措置をとるべきことを勧告すること。</p> <p>(35) 法第18条の34第2項の規定により、同条第1項の規定による勧告を受けた者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(36) 法第26条第1項の規定により、(1)から(35)までに掲げる事務に関し、必要な事項の報告を求め、及び職員に工場等に立ち入り、ばい煙発生施設等进行检查させること。</p> <p>(37)～(39) (略)</p>		<p>(32) 法第18条の26の規定により、水銀排出施設の構造及び使用の方法並びに水銀等の処理の方法に関する計画の変更並びに水銀排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずること。</p> <p>(33) 法第18条の29第1項の規定により、水銀排出施設の構造及び使用の方法並びに水銀等の処理の方法の改善並びに水銀排出施設の使用の一時停止その他水銀等の大気中への排出を減少させるための措置をとるべきことを勧告すること。</p> <p>(34) 法第18条の29第2項の規定により、同条第1項の規定による勧告を受けた者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(35) 法第26条第1項の規定により、(1)から(34)までに掲げる事務に関し、必要な事項の報告を求め、及び職員に工場に立ち入り、ばい煙発生施設等进行检查させること。</p> <p>(36)～(38) (略)</p>	
13の2～99 (略)	(略)	13の2～99 (略)	(略)
100 削除		<p>100 魚介類行商等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第42号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 条例第3条第1項の規定により、営業を許可すること。</p> <p>(2) 条例第6条第2項の規定により、地位の承継の届出</p>	<p>横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市</p>

改 正		現 行	
		<p><u>を受理すること。</u></p> <p>(3) <u>条例第7条第1項の規定により、営業区域又は1日当たりの取扱数量の変更を承認すること。</u></p> <p>(4) <u>条例第7条第2項の規定により、取扱品目又は1日当たりの取扱数量の変更を承認すること。</u></p> <p>(5) <u>条例第8条の規定により、氏名等の変更の届出を受理すること。</u></p> <p>(6) <u>条例第9条の規定により、営業の休廃止等の届出を受理すること。</u></p> <p>(7) <u>条例第11条の規定により、必要な措置を講ずるよう指示をすること。</u></p> <p>(8) <u>条例第12条の規定により、営業の許可を取り消し、及び営業の停止を命ずること。</u></p> <p>(9) <u>(1)から(8)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるものの</u></p>	
101～160 (略)	(略)	101～160 (略)	(略)



4 神奈川県統計調査条例（平成20年神奈川県条例第54号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県統計調査 実施機関が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務として行うもの及び国の行政機関(統計法第2条第1項に規定する行政機関をいう。<u>第10条第1項第1号</u>において同じ。)その他の者から委託を受けて行うもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>(報告義務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定により報告を求められた<u>個人又は法人その他の団体</u>は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。</p> <p>3 第1項の規定により報告を求められた<u>個人</u>が、未成年者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。)又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。</p> <p>(立入検査等)</p> <p>第6条 実施機関は、県指定統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該県指定統計調査の報告を求められた<u>個人又は法人その他の団体</u>に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は当該実施機関の統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(結果の公表)</p> <p>第8条 実施機関は、県指定統計調査の結果を作</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県統計調査 実施機関が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務として行うもの及び国の行政機関(統計法第2条第1項に規定する行政機関をいう。<u>第10条</u>において同じ。)その他の者から委託を受けて行うもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>(報告義務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定により報告を求められた<u>者</u>は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。</p> <p>3 第1項の規定により報告を求められた<u>者が</u>、未成年者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。)又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。</p> <p>(立入検査等)</p> <p>第6条 実施機関は、県指定統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該県指定統計調査の報告を求められた<u>者</u>に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は当該実施機関の統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(結果の公表)</p> <p>第8条 実施機関は、県指定統計調査の結果を作</p>

成したときは、速やかに、当該県指定統計調査の結果をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2・3 (略)

(調査票情報の二次利用)

第9条 実施機関は、次に掲げる場合には、その行った県統計調査に係る調査票情報(統計法第2条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。)を実施機関の内部又は相互間で利用することができる。

- (1) (略)
- (2) 県統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

(調査票情報の提供)

第10条 実施機関は、次に掲げる者が統計の作成等又は統計調査(統計法第2条第5項に規定する統計調査をいう。)

その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合には、これらの者からの求めに応じ、その行った県統計調査に係る調査票情報をこれらの者に提供することができる。

- (1) 国の行政機関又は他の地方公共団体
- (2) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- (3) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

2 実施機関は、前項各号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として次に掲げるものを行う者からの求めに応じ、その行った県統計調査に係る調査票情報を当該者に提供することができる。

- (1) 実施機関が、前項各号に掲げる者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等であつて、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているもの
- (2) その実施に要する費用の全部又は一部を

成したときは、速やかに、当該県指定統計調査の結果を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2・3 (略)

(調査票情報の二次利用)

第9条 実施機関は、次に掲げる場合には、その行った県統計調査に係る調査票情報(統計法第2条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。)を、実施機関の内部又は相互間で利用することができる。

- (1) (略)
- (2) 統計 \_\_\_\_\_ を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

(調査票情報の提供)

第10条 実施機関は、国の行政機関又は他の地方公共団体が、統計の作成等又は統計を

\_\_\_\_\_作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合には \_\_\_\_\_、その行った県統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

(新規)  
(新規)

(新規)

(新規)

実施機関が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等であって、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているもの

- (3) 実施機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等であって、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているもの

3 前項各号に掲げる統計の作成等を行う者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) この条例若しくは神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号）又は統計法、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）若しくはこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第4号において「暴力団員等」という。）

- (3) 法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるものであって、その役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの

- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

- (5) 前各号に掲げる者のほか、調査票情報を利用して不適切な行為をしたことがあるか又は関係法令の規定に反した等の理由により調査票情報を提供することが不適切であると実施機関が認めた者

4 実施機関は、第2項の規定により調査票情報を提供したときは、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(新規)

(新規)

<p>(1) <u>調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称</u></p> <p>(2) <u>提供した調査票情報に係る県統計調査の名称</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</u></p> <p>5 <u>第2項の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を利用して統計の作成等を行ったときは、遅滞なく、作成した統計又は行った統計的研究の成果を当該調査票情報を提供した実施機関に提出しなければならない。</u></p> <p>6 <u>実施機関は、前項の規定により統計又は統計的研究の成果が提出されたときは、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</u></p> <p>(1) <u>第4項第1号及び第2号に掲げる事項</u></p> <p>(2) <u>提出された統計若しくは統計的研究の成果又はその概要</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</u></p> <p>(調査票情報の提供を受けた者による適正な管理)</p> <p>第11条 <u>前条第1項又は第2項の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、前条第1項又は第2項の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。</u></p> <p>(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)</p> <p>第12条 <u>次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。</u></p> <p>(1) <u>第10条第1項又は第2項の規定により調査票情報の提供を受けた者であって、当該調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務</u></p> <p>(2) <u>第10条第1項又は第2項の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票</u></p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(調査票情報の提供を受けた者による適正な管理)</p> <p>第11条 <u>前条</u> の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定は、前条</u> の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。</p> <p>(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)</p> <p>第12条 <u>次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。</u></p> <p>(1) <u>第10条</u> の規定により調査票情報の提供を受けた者であって、当該調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務</p> <p>(2) <u>第10条</u> の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票</p>
---	---

<p>情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務</p> <p>2 第10条第1項若しくは第2項の規定により調査票情報の提供を受けた者又は当該 _____ 者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>第16条 第12条第1項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を <u>自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。  (1) 第4条に規定する県指定統計調査の報告を求められた <u>個人又は法人その他の団体の報告を妨げた者</u>  (2) (略)</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。  (1) 第4条の規定に違反して、県指定統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした <u>個人又は法人その他の団体(法人その他の団体にあつては、その役職員又は構成員として当該行為をした者)</u>  (2) (略)</p>	<p>情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務</p> <p>2 第10条 _____ の規定により調査票情報の提供を受けた者又は同条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>第16条 第12条第1項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、<u>自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。  (1) 第4条に規定する県指定統計調査の報告を求められた者の _____ 報告を妨げた者  (2) (略)</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。  (1) 第4条の規定に違反して、県指定統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者 _____  _____</p> <p>(2) (略)</p>
---	--